

松戸市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書

松戸市が設置する放課後児童クラブの運営業務を委託するための仕様について、次のとおり定める。

- 1 委託業務名 松戸市放課後児童クラブ運営業務委託
- 2 業務の実施場所 松戸市が設置する別紙1「松戸市放課後児童クラブ一覧」の対象小学校に設置されている各放課後児童クラブとする。
- 3 委託期間及び準備期間
 - (1) 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。
 - (2) 準備期間
受託者予定者と現行の事業者が異なる場合、契約締結日（令和7年1月1日を予定）の翌日から令和7年3月31日までの期間は準備期間とし、備品・施設等の確認、支援員の確保や指揮命令系統の確立、現行の事業者からの業務引継ぎ等を行うものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受託者予定者との別途協議をし、松戸市放課後児童クラブ運営準備業務委託契約を締結することとする。
- 4 開所時間及び休業日並びに運営時間等
 - (1) 開所時間
 - ①平日 放課後から午後7時まで
 - ②土曜日 午前8時から午後6時まで
 - ③長期休暇及び小学校の休業日 午前8時から午後7時まで
 - (2) 休業日
 - ①日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日に規定する休日
 - ②12月29日から翌年1月3日までの日（上記に掲げる日を除く。）
 - ③学校閉鎖（感染症や自然災害）による休校日
ただし、開所日時及び閉所日時において市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
 - (3) その他特記事項
学校判断により学級閉鎖等が実施される場合は、受託者が随時対応を行

うものとする。

5 運営条件

(1) 対象児童

市内在住かつ各放課後児童クラブが設置されている、各小学校に在籍する児童、もしくは市長が特別に認めた児童。また、障害児等、特別な配慮が必要な児童については、別途協議を行い受け入れることとする。

(2) 運営日（業務委託日）及び育成時間

上記「4 開所時間及び休業日並びに運営時間等」に示すとおり

6 委託業務の範囲

(1) 運営関係

- ①利用児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図る指導に関すること。
- ②児童登所前の準備及び児童が登所してから帰宅するまでの保護育成に関すること。
- ③児童の通所に関わる安全対策及び登退所管理システムを活用した児童の登退所管理や利用予定管理に関すること。
- ④放課後等デイサービスや習い事に係る児童の送出し及び受入れ等に関すること。
- ⑤入退所等に係る事務（入所案内・申請書等の印刷・配布・受付・確認等）に関すること。
- ⑥児童台帳、育成日誌、児童出欠表等の管理、作成及び報告に関すること。
- ⑦保護者との連絡・調整及び登退所管理システム等を活用した放課後児童クラブの運営内容に関する利用者（保護者・児童）のアンケート実施に関すること
- ⑧市及びその他関係機関との連絡・調整に関すること。
- ⑨クラブだより（月1回程度）及び保護者への通知等の作成・発行に関すること。
- ⑩間食等の提供の事務に関すること。なお、間食等の提供に際しては、提供方法及びアレルギー食や宗教食等について十分配慮すること。
- ⑪長期休業中の昼食発注等に関すること
- ⑫季節行事等を含む各種行事及び合同行事の実施に関すること。
- ⑬事故等の報告及び関連事務に関すること。
- ⑭定期的な利用者評価、自己（職員）評価の実施に関すること。
- ⑮各種計画、マニュアル等（安全計画、業務継続計画、事故防止・事故対応マニュアル、防災・災害発生時対応マニュアル、防犯・不審者対応マ

マニュアル、感染症予防・対応マニュアル等)の策定及び各種訓練の実施に関すること。

- ⑯放課後KIDSルームとの連携に関すること。
- ⑰その他放課後児童クラブとして必要な事務に関すること。

(2) 施設関係

- ①市の確保した施設の適切な使用に関すること。
 - ②施設及び付帯設備の日常の保守・修繕・維持管理に関すること。
 - ③備品の適正管理及び修繕に関すること。
 - ④消耗品の管理・購入・修繕に関すること。
 - ⑤火災・盗難その他事故発生の防止に関すること。
 - ⑥震災対策としての各種転倒防止に関すること。
 - ⑦前項の災害等が発生した場合に必要な措置に関すること。
 - ⑧消防計画・消防設備点検・消防局への報告に関すること。
 - ⑨鍵の管理に関すること。
 - ⑩施設内及び周辺の美化及び清掃、ゴミの廃棄、害虫駆除に関すること。
 - ⑪育成環境意識の向上に関すること。
- (3) 上記のほか「松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める事項及び「松戸市放課後児童クラブ実施規則」に定める事項に関すること。なお、運営にあたっては、「松戸市放課後児童クラブ運営ガイドライン」を参照すること。

7 委託業務における対象者

- (1) 放課後児童クラブを利用する児童
児童数(単位:人)等については、別紙1「松戸市放課後児童クラブ一覧」のとおり
- (2) 前掲の保護者

8 放課後児童支援員の配置

- (1) 受託者は、松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、条例)第10条第2項及び第4項の規定に基づき、概ね40人を単位とする支援の単位ごとに放課後児童支援員(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む)を2人以上配置すること。ただし放課後児童支援員1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう)とすることができるものとする。また、児童数の増加や利

用児童の状況に応じて、適宜放課後児童支援員等を配置すること。

なお、支援の単位および職員配置数については、別紙1「松戸市放課後児童クラブ一覧」のとおり

- (2) 放課後児童支援員は、条例第10条第4項各号のいずれかに該当する者とする。
- (3) 放課後児童支援員のうち1人を業務遂行上の責任者として、主任支援員に定めること。なお主任支援員は、児童福祉施設等で当該業務を経験したことがあり、かつ常時勤務する放課後児童支援員とする。
- (4) 放課後児童支援員は市が指定する研修に参加すること。
- (5) 受託者は、障害児（特別な支援が必要な児童を含む）を受け入れる場合は、市と協議のうえ、1放課後児童クラブあたり次に掲げる放課後児童支援員等（放課後児童支援員又は補助員）を追加配置するものとする。

障害児数	支援員等人数
1人以上	1人以上
3人以上	2人以上
6人以上	3人以上

- (6) 受託者は医療的ケアが必要な児童を受け入れる場合は、市と協議のうえ、看護師等医療行為を行うことができる職員を追加配置するものとする。

9 事業管理者の配置

- (1) 事業管理者は、子どもに関連する業務に継続して従事した経験のある者を配置し、本業務の安定した運営及び放課後児童支援員の管理等を行うこと。なお、複数の施設を受託している場合は兼務することができる。
- (2) 事業管理者は、放課後児童クラブの所管課との連絡調整を行うこと。
- (3) 事業の運営にあたって問題が発生した場合には、放課後児童クラブの所管課に連絡すること。
- (4) 事業管理者または主任支援員のうち1人は、防火管理者の資格保有者とする。
- (5) 事業管理者および主任支援員は必要に応じて、地域及び関係団体等の会議に出席し、利用児童だけでなく、保護者、地域等の意見要望を聞き、協力すること。

10 施設設備の使用

- (1) 受託者は、利用児童の増加に伴う施設確保等のため、民間施設の借用する場合に関して、借用に係る経費については市と協議するものとする。
- (2) 備品の購入については、市と協議することとする。

1 1 保険等の加入

- (1) 通常の育成活動に際して発生する児童の負傷等に対応するため、受託者は普通傷害保険に加入すること。
- (2) 育成業務に起因して、児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、受託者は賠償責任保険に加入すること。

1 2 各種報告

受託者は、次に掲げるものを市に提出し、報告すること。

- (1) 実績報告書 各年度の事業期間終了後、翌年度の4月30日まで。
- (2) 事故報告書 事故のあった当日、遅くとも翌日まで。
- (3) 児童クラブ月報 当月分を翌月10日まで。
- (4) 避難訓練報告書 避難訓練終了後速やかに
- (5) その他 放課後児童クラブの所管課から依頼する調査・報告への回答へ協力すること。

1 3 業務分担区分、費用区分及びリスク分担

別紙2「業務分担区分等一覧」に記載されている内容とする。

1 4 委託料

業務委託料は各放課後児童クラブの状況に応じて、放課後児童クラブごとに算出した金額の総額とする。

(1) 支払条件

委託料の支払いは業務完了後、年12回の分割払いとする。

(2) その他

障害児（特別な支援が必要な児童を含む）を受け入れる場合の放課後児童支援員等の追加配置に係る経費や、クラブ室の借用に係る賃借料等については市と協議の上、委託料を決定するものとする。

1 5 その他

- (1) 放課後児童クラブの運営に当たっては、松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか、松戸市放課後児童クラブ運営ガイドライン、放課後児童健全育成事業に係る関係法令に定める事項を遵守し、常に児童の健全育成の質を向上させること。
- (2) 受託者は、運営上の事務処理、児童数の把握、施設の維持管理等、日常の諸課題等について市と適宜協議を行い、運営にあたること。
- (3) 受託者は閉所日及び開所時間外に放課後児童クラブの施設等を使用す

- るときは、市と協議すること。
- (4) 受託者は、運營業務について、市の指示に速やかに対応すること。
 - (5) 事業期間又は契約終了までに次期受託者が決定しているときは、契約期間内の受託者は次期受託者に対して市の指定する方法により業務の引継を行うこと。
 - (6) この仕様に定めがない事項については、市、受託者の協議により決定するものとする。

別紙1 「松戸市放課後児童クラブ一覧」

なお、実施施設状況における施設の類型は以下のとおり

- ・クラブ専用室：学校施設内クラブ専用室
- ・クラブ専用施設：学校敷地内クラブ専用施設
- ・小学校普通教室：普通教室同等の面積を有する教室
- ・小学校特別教室：面積・用途共に特別教室
- ・民施設：民家・アパート・テナント等民間施設
- ・公共施設：公共施設の一部借用

No.	対象放課後児童クラブ	R7想定登録児童数	支援の単位	支援員	補助員	左記補助員のうち加配職員内訳		所在地	実施施設状況(R6.4.1時点)	提案限度額
						要配慮児童対応	分室対応			
1	中部放課後児童クラブ	202	5	9	7	4	2	松戸市松戸2062	①クラブ専用室 ②民施設 ※1 ③公共施設	67,790,580
2	東部放課後児童クラブ	142	4	8	7	3 ※別に看護師配置あり	3	松戸市高塚新田382-4	①クラブ専用施設 ②民施設 ③小学校特別教室 ④小学校特別教室	59,478,256 ※看護師配置経費含まず
3	北部放課後児童クラブ	194	5	8	6	2	3	松戸市根本217	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校特別教室 ④小学校特別教室	55,765,926
4	相模台放課後児童クラブ	230	6	11	5	2	2	松戸市岩瀬587	①クラブ専用施設 ②民施設 ③民施設 ※2	70,878,525
5	南部放課後児童クラブ	79	2	6	1	0	1	松戸市小山148	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	31,243,553
6	矢切放課後児童クラブ	129	3	5	6	3	2	松戸市中矢切540	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校普通教室	42,370,587
7	高木放課後児童クラブ	70	2	4	3	2	1	松戸市金ケ作120	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	28,049,381
8	高木第二放課後児童クラブ	146	4	7	5	2	2	松戸市五香4丁目18-1	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校特別教室	47,570,451
9	馬橋放課後児童クラブ	144	4	6	5	2	1	松戸市西馬橋1丁目12-1	①クラブ専用室 ②民施設	46,383,095
10	小金放課後児童クラブ	127	4	6	7	2	3	松戸市小金355	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校普通教室 ④小学校普通教室	49,636,613
11	常盤平第一放課後児童クラブ	12	1	3	2	2	0	松戸市常盤平7丁目1	①クラブ専用室	20,641,431
12	常盤平第二放課後児童クラブ	109	3	5	2	0	1	松戸市常盤平4丁目18	①クラブ専用施設 ②小学校普通教室	31,211,876
13	稔台放課後児童クラブ	107	3	4	7	3	2	松戸市稔台7丁目1-2	①民施設 ※3	43,804,660
14	常盤平第三放課後児童クラブ	152	4	6	4	1	1	松戸市常盤平西窪町25-1	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	41,468,719
15	上本郷放課後児童クラブ	234	6	9	8	0	4	松戸市上本郷3620	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校特別教室 ④民施設 ※4 ⑤民施設	71,464,846
16	小金北放課後児童クラブ	133	4	6	6	2	2	松戸市殿平賀270	①クラブ専用室 ②クラブ専用室 ③小学校特別教室	45,809,333

別紙1 「松戸市放課後児童クラブ一覧」

なお、実施施設状況における施設の類型は以下のとおり

- ・クラブ専用室：学校施設内クラブ専用室
- ・クラブ専用施設：学校敷地内クラブ専用施設
- ・小学校普通教室：普通教室同等の面積を有する教室
- ・小学校特別教室：面積・用途共に特別教室
- ・民施設：民家・アパート・テナント等民間施設
- ・公共施設：公共施設の一部借用

No.	対象放課後児童クラブ	R7想定登録児童数	支援の単位	支援員	補助員	左記補助員のうち加配職員内訳		所在地	実施施設状況(R6.4.1時点)	提案限度額
						要配慮児童対応	分室対応			
17	根木内放課後児童クラブ	109	3	5	5	3	1	松戸市小金原2丁目3	①クラブ専用室 ②クラブ専用室 ③公共施設	39,213,983
18	栗ヶ沢放課後児童クラブ	89	3	4	5	2	1	松戸市小金原7丁目16	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	35,350,395
19	松飛台放課後児童クラブ	106	3	4	5	1	2	松戸市五香西4丁目22-1	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校普通教室	36,031,146
20	松ヶ丘放課後児童クラブ	175	5	6	8	1	3	松戸市松戸新田159	①クラブ専用施設 ②小学校特別教室 ③小学校特別教室 ④小学校特別教室	53,134,891
21	柿ノ木台放課後児童クラブ	152	4	7	3	0	2	松戸市二十世紀が丘柿の木町111	①クラブ専用室 ②民施設 ※5 ③小学校特別教室	45,279,172
22	古ヶ崎放課後児童クラブ	124	3	6	4	2	2	松戸市古ヶ崎4丁目3620-1	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校普通教室	40,808,826
23	六実放課後児童クラブ	74	2	4	3	2	1	松戸市六高台4丁目131	①クラブ専用室 ②小学校特別教室	28,933,749
24	八ヶ崎放課後児童クラブ	170	4	6	7	3	2	松戸市八ヶ崎6丁目53-1	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校特別教室	49,576,600
25	梨香台放課後児童クラブ	151	4	7	7	3	3	松戸市高塚新田512-13	①クラブ専用室 ②小学校特別教室 ③小学校普通教室 ④小学校特別教室	52,931,791
26	寒風台放課後児童クラブ	199	5	7	9	3	3	松戸市松戸新田316-25	①クラブ専用室 ②小学校普通教室 ③小学校特別教室 ④民施設	62,966,317
27	河原塚放課後児童クラブ	206	5	7	8	3	2	松戸市河原塚47-1	①クラブ専用室 ②小学校特別教室 ③小学校普通教室	57,685,774
28	和名ヶ谷放課後児童クラブ	101	3	6	3	1	2	松戸市和名ヶ谷1085	①クラブ専用施設 ②小学校普通教室 ③小学校特別教室	37,525,039
29	旭町放課後児童クラブ	156	4	6	7	3	2	松戸市旭町1丁目20-2	①クラブ専用室 ②小学校特別教室 ③小学校普通教室	48,953,951
30	牧野原放課後児童クラブ	188	5	8	8	3	3	松戸市牧の原435-1	①クラブ専用室 ②小学校特別教室 ③小学校普通教室	61,431,942
31	貝の花放課後児童クラブ	72	2	3	3	1	1	松戸市小金原8丁目10	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	24,697,686
32	金ヶ作放課後児童クラブ	60	2	4	3	2	1	松戸市金ヶ作317	①クラブ専用室 ②小学校特別教室	28,176,864

別紙1 「松戸市放課後児童クラブ一覧」

なお、実施施設状況における施設の類型は以下のとおり

- ・クラブ専用室：学校施設内クラブ専用室
- ・クラブ専用施設：学校敷地内クラブ専用施設
- ・小学校普通教室：普通教室同等の面積を有する教室
- ・小学校特別教室：面積・用途共に特別教室
- ・民施設：民家・アパート・テナント等民間施設
- ・公共施設：公共施設の一部借用

No.	対象放課後児童クラブ	R7想定登録児童数	支援の単位	支援員	補助員	左記補助員のうち加配職員内訳		所在地	実施施設状況(R6.4.1時点)	提案限度額
						要配慮児童対応	分室対応			
33	馬橋北放課後児童クラブ	113	3	6	4	3	1	松戸市新松戸南2丁目2	①クラブ専用施設 ②公共施設	40,859,880
34	殿平賀放課後児童クラブ	145	4	8	5	2	3	松戸市殿平賀339-1	①クラブ専用室 ②民施設	55,616,525
35	横須賀放課後児童クラブ	251	6	9	7	1	3	松戸市新松戸北2丁目13-1	①クラブ専用施設	64,766,961
36	八ヶ崎第二放課後児童クラブ	87	2	4	2	2	0	松戸市八ヶ崎3丁目3-1	①クラブ専用室	26,397,259
37	六実第二放課後児童クラブ	59	2	3	3	2	0	松戸市六実2丁目34-1	①クラブ専用施設	24,389,003
38	新松戸南放課後児童クラブ	148	4	5	7	3	1	松戸市新松戸6丁目301	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	45,982,746
39	松飛台第二放課後児童クラブ	70	2	4	4	3	1	松戸市松飛台59	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	32,079,619
40	上本郷第二放課後児童クラブ	108	3	6	4	3	1	松戸市上本郷2713-2	①クラブ専用施設 ②小学校特別教室	40,346,535
41	大橋放課後児童クラブ	62	2	3	2	1	0	松戸市二十世紀が丘梨元町32	①クラブ専用施設	21,466,370
42	六実第三放課後児童クラブ	70	2	5	5	4	1	松戸市六高台3丁目141	①クラブ専用室 ②小学校普通教室	38,027,277
43	幸谷放課後児童クラブ	125	4	5	6	2	1	松戸市幸谷285-1	①クラブ専用施設	43,450,985
44	新松戸西放課後児童クラブ	92	3	4	5	2	1	松戸市小金1180	①クラブ専用施設 ②小学校普通教室	35,342,256
45	東松戸放課後児童クラブ	215	5	8	5	3	0	松戸市紙敷1丁目19-1	①クラブ専用施設	54,301,039

- ・実施施設については、利用児童数等の状況により、部屋数や育成場所が変更となる場合があります。
- ・民施設のうち※印の5施設については、現受託者により賃貸物件の借用を行っている施設であり、受託者による施設確保の必要があります。

業務分担区分等一覧

1 業務分担区分

項目	業務内容	受託者	市
事業全般	事業運営の総括	○	
	児童の利用状況等の管理	○	
	児童の健康管理	○	
	保護者との連絡調整	○	
	関係機関との連携調整	○	
	年間計画及び月間計画の作成	○	
	おやつ発注・管理	○	
	長期休業中等の昼食支援	○	
	業務継続計画の策定	○	
利用審査等	利用説明会の開催	○	
	利用申請書の受付	○	
	利用審査		○
	利用決定通知		○
	利用中止届の受付	○	
利用料（保護者負担金）	利用料の決定		○
	利用料の徴収管理		○
	利用料の滞納整理		○
支援員等	支援員等の募集、採用、配置	○	
	支援員等の勤務状況管理	○	
	支援員等の研修会の実施	○	○
	支援員等の健康管理	○	
	支援員資格取得に係る研修への参加	○	○
施設管理	施設内の清掃	○	
	施設・設備の日常点検	○	
	市有建築物定期点検	○	○
安全管理	食中毒及び感染症等予防、発生時の対応	○	
	非常災害対策マニュアルの作成	○	○
	避難及び消火訓練の実施	○	
	事故発生時の対応	○	
	重大事故発生時の対応	○	○
	安全計画の策定	○	
苦情	苦情対応	○	○
上記以外の事項		協議事項	

2 費用負担

項目	業務内容	受託者	市
報償費	研修会の講師謝礼等（法人主催）	○	
	研修会の講師謝礼等（市主催）		○
旅費	研修旅費、出張旅費等	○	
消耗品費	消耗品	○	
	教材費	○	
食糧費	おやつ代、会議用飲食代	○	
印刷製本費	資料印刷、写真現像等	○	
光熱水費	電気、水道、ガス料金	○	
修繕費	施設における簡易な修繕	○	
	大規模な修繕		○
通信運搬費	電話・ファックス料金	○	
保険料	支援員、児童の傷害保険料	○	
	保育業務に起因する賠償責任保険	○	
	施設設備に起因する賠償責任保険		○
備品購入費	一品あたり10万円未満の備品	○	協議事項
	一品あたり10万円を超える備品	協議事項	○
給料手当	支援員・補助員・事務職員等の給料手当	○	
賃借料	クラブ室の借用（法人名義のもの）、法人事務所の賃借料（放課後児童クラブの運営に関するものに限る）	○	
上記以外の費用		協議事項	

※上記に記載されない業務内容は、別途協議する。

※放課後児童クラブの整備状況により費用負担が変更になる場合は、別途協議する。

※市と協議のうえ受託者が購入した備品について、受託者は購入後速やかに市に報告する。

※受注者の故意または重過失による施設・設備の損傷の修復費用等については、受託者の負担とする。

※利用児童数の増や新規の分室設置等に係る備品購入費用等は、別途協議する。